

学校法人と学校法人会計基準について

国または、地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより学校法人会計基準に従って、会計処理を行い、計算書類を作成しなければなりません。

その会計基準とは、

- 1 財政及び経営の状況について真実な内容を表示する(真実性の原則)
- 2 複式簿記により、正確な会計帳簿を作成する(正規の簿記の原則)
- 3 必要な会計事実を明瞭に表示する(明瞭性の原則)
- 4 会計処理及び表示方法は毎会計年度継続してこれを通用する(継続性の原則)

その計算書類の主要なもの、

資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表
の3種類と付属の表として活動区分資金収支計算書を開示しています。

- 1 資金収支計算書とは、

当該年度の諸活動に対応するすべての収入と支出の内容と、支払資金の収入と支出のてん末を明らかにするものです。

- 2 活動区分資金収支計算書とは、

資金収支計算書を三つの活動区分(教育活動・施設整備等活動・その他の活動)にわけて、区分ごとの資金の流れを表したものです。

教育活動の資金収支は、キャッシュベースの教育研究活動の資金収支。

施設整備等活動は、主に設備投資とその財源の資金収支。

その他の活動は、借入金や資産運用などの財務活動の資金収支。

- 3 事業活動収支計算書とは、

経常的な事業活動(教育活動収支と教育活動外収支)と臨時的な活動(特別収支)のそれぞれの収支をつかみ、経営状況並びに収支の均衡を表したものです。

教育活動収支は、経常的な教育活動に係る収入および支出。

教育活動外収支は、経常的な財務活動と収益事業に係る収入および支出。

特別収支とは、臨時的な事業活動の収入および支出。

- 4 貸借対照表とは、

当該年度末(3月末日)財産の一覧表を表示したものです。

それぞれの計算書類の主な用語の意味は次の通りです。

教育研究経費と管理経費

教育研究経費は、教育研究のために支出する経費。

管理経費は、役員の業務執行、総務・人事・財務・経理その他法人業務、教職員の福利厚生、学生募集、食堂・売店に要する経費など。

事業活動収入と事業活動支出

収入は、当該年度の学校の負債とならない学生生徒等納付金や補助金など。

支出は、当該年度に消費する人件費・経費・減価償却額など。

基本金組入額

基本金とは、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべき資産。以下の第1号から第4号があります。

第1号基本金は、自己資金による土地・建物・設備などの固定資産の取得額

第2号基本金は、将来の固定資産の拡充のための先行組入額

第3号基本金は、基金として継続して保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

第4号基本金は、恒常的に保持すべきものとされる1か月の運転資金の額

学校会計と企業会計

企業はその活動において業績を伸ばし利益を獲得することが目的であるが、

学校法人は公共性の高い教育を提供し続けていくことが目的です。

企業会計が事業活動の成果を測定し、財政状態を明らかにすることにあるのに対し、

学校会計は均衡のとれた収支を維持し、健全な教育活動を明らかにすることを目的としています。